組合員名簿等作成・運用・保管細則

この細則は、グリフィン横浜・桜木町管理規約（以下「規約」という。）第63条（帳票類の作成、保管）の規定に基づき、組合員名簿等（以下「名簿」という。）の作成、運用、保管に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1条（名簿の作成、利用の目的）

理事長は、名簿を次の各号に掲げる目的のために利用するものとし、他の目的に供してはならない。

(1)　総会の通知（開催、決議事項等）
(2)　理事会の通知（開催、決議事項等）
(3)　規約第31条（業務）に定める管理組合の業務遂行
(4)　規約第32条（業務の委託等）に定める管理組合業務の全部又は一部をマンション管理業者等に委託し、又は請け負わせる場合
(5)　その他理事会が必要と判断した業務

第2条（定義）

本細則における用語の定義は管理規約第2条の規定に準ずる。

第3条（名簿掲載情報）

名簿に掲載する情報は、次の各号に掲げるものとする。

(1)　部屋番号
(2)　組合員及び占有者の氏名
(3)　組合員及び占有者の同居人氏名
(4)　組合員及び占有者の住所
(5)　組合員及び占有者の連絡先（電話番号、電子メール等）
(6)　組合員及び占有者の緊急連絡先
(7)　組合員及び占有者の転出先住所、電話番号
(8)　銀行口座番号及び管理費等の額
(9)　各専用部分使用契約書記載事項
(10)　その他、管理組合で取り決めた情報

第4条（名簿情報の取得）

名簿に掲載する情報は、規約第30条（届出義務）に基づく届出のほか、管理組合の定める届出等様式によるものとする。

第5条（名簿の作成、更新）

理事長は、前条により取得された情報を基に名簿を作成又は更新することができる。

2　前項にかかわらず、理事長は、名簿を更新する必要性があると判断した場合は、理事会の決議を経て、調査し更新することができるものとする。

第6条（名簿の管理、保管）

理事長は、名簿原本を管理事務室に厳重に管理するものとする、ただし、理事長は理事会の了承を得、規約第32条により委託するマンション管理業者へその保管を委託することができる。

この場合、機密保持のため写しは作成しないものとする。

第7条（名簿の閲覧）

理事長は、組合員又は利害関係人の理由を付した書面による閲覧請求があった場合は、請求内容が正当な場合は閲覧を許可する。この場合において、理事長は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2　前項により名簿を閲覧する者は、閲覧した情報について閲覧の目的以外にこれを利用してはならない。

第8条（使用細則の効力及び遵守義務）

この細則は、組合員の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

2　占有者は、組合員がこの細則に基づいて負う義務と同一の義務を負うものとし、同居する者に対してもこの細則に定める事項を遵守させなければならない。

第9条（細則外事項）

この細則に定めのない事項は、法令及び管理規約の定めるところによるほか、理事会の決定するところによる。

第10条（細則の改廃）

この細則の変更又は廃止は、総会の決議を経なければならない。

附　則

この細則は、平成 18 年 6 月 4 日より効力を発する。